

## 第二次くらしき子ども未来プラン（素案）策定のポイント

- こども基本法に基づく「市町村こども計画」として、これまでの「くらしき子ども未来プラン」を踏襲して策定（令和7年度～11年度の5か年）…P2
  
- こども基本法を踏まえ、計画の対象を「すべてのこども・若者と子育て家庭」とする…P3
  - これまでの計画：子ども（18歳未満）
  - ↓
  - 今回の計画：こども（心身の発達の過程にある者）
  
- 現計画にない主な施策内容（事業）の追加
  - ・ヤングケアラーへの支援（単位施策 1、14、28…P25、31、40）
  - ・多胎妊産婦への支援（単位施策 4…P26）
  - ・安全・安心なインターネットの利用（単位施策 10…P29）
  - ・若者応援（単位施策 15…P32）
  - ・結婚支援（単位施策 15…P32）
  - ・こども家庭センターによる支援体制（単位施策 20…P35）ほか
  
- 子ども・子育て支援法に基づく「量の見込み」と「確保方策」（令和7年度～11年度の5か年）…P47～76
  
- 地域子ども・子育て支援事業に新たに位置づけられた事業を、「量の見込み」と「確保方策」に追加
  - ・子育て世帯訪問支援事業…P74
  - ・親子関係形成支援事業…P75
  - ・産後ケア事業…P76

※【資料2】第二次くらしき子ども未来プラン（素案）を当日差し替えたことに伴い、上記ページ数とは一部異なっている場合があります。